

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆二十一年十二月二十四日

注*本文書とほぼ同内容の礼部への咨が(三九〇五)である。

(1) 毛彩清 座喜味親雲上盛長。首里系毛氏十世。康熙五十七〜乾隆二十九(二七一八〜六四)。乾隆十九年那覇里主職、二十三年御鎮之側に任じられ、二十四年紫冠を叙せられる(『家譜(三)』七二頁)。

(2) 議 校訂本は「儀」だが「議」の誤りか。

(3) 貢臨 ご来臨。

2-39-08

国王尚穆の、冊封の謝恩及び進貢のため王舅馬宣哲等を派遣するむねの符文(乾隆二十一《一七五六》、十、十二)

琉球国中山王尚(穆)、天恩に恭謝する事の為にす。

切照するに、乾隆二十一年、欽差の正使翰林院侍講全魁・副使翰林院侍講周煌の詔勅を恭捧し、敝国に貢臨して詔勅を宣読し、王爵を授封するを蒙る。盛典已に行われ、例として官を遣わして土儀を具し、京に赴きて謝恩せんとする有り。此れが為に特に正使法司王舅馬宣哲・副使紫金大夫鄭秉哲・使者向廷瑛・都通事毛如苞等を遣わし、表咨を齎捧し、官伴総共計六十六員名を率領

し、頭号船一隻に坐駕し、土儀の金鶴形一對―鶴踏銀岩座各全・盔甲一領・護手護膝各全・金靶鞘腰刀二把・銀靶鞘腰刀二把・黒漆靶鞘鍍金銅結束腰刀二十把・黒漆靶鞘鍍金銅結束鎗一十把・黒漆靶鞘鍍金銅結束袈刀一十把・黒漆洒金馬鞍一坐・轡銜絡頭前後牽鞵履背障坭燈俱全・金彩画囲屏二対・精製雅扇五百把・土糸綿二百束・練蕉布二百疋・紋蕉布一百疋・土苧布一百疋・白剛錫五百觔・紅銅五百觔を装載して前来し、京に赴きて天恩に恭謝せんとす。今、差去せる員役は並^たえて文馮無きに抛り、誠に所在の官軍の盤阻して便なるざるを恐る。理として合に符文を給発し、以てする通行に便ならしむべし。

此れが為に王府、礼字第六十九号の半印勘合の符文を給し、都通事毛如苞等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便に放行して留難して遅悞するを得る母かれ。須らく符文に至るべき者なり。

計開、京に赴く

正使法司王舅一員	馬宣哲	人伴二十五名
副使紫金大夫一員	鄭秉哲	人伴一十七名
使者一員	向廷瑛	人伴七名
都通事一員	毛如苞	人伴六名
王舅大夫随帶通事	鄭鴻勳	人伴五名
	金宿	

右の符文は、都通事毛如苞等に付し、此れを准す

乾隆二十一年十月十二日 給す

注(1) 盤阻 盤詰(尋問)して阻害すること。

2-39-09

国王尚穆の、冊封の謝恩使及び乾隆二十一年の進貢使を派遣するむねの執照(乾隆二十一《一七五六》、十、十二)

琉球国中山王尚(穆)、進貢・謝恩の事の為にす。

切照するに、乾隆二十一年、欽差正使翰林院侍講全・副使翰林院侍講周の詔勅を恭捧し、敝国に貴臨して詔勅を宣讀し、王爵を授封するを蒙る。盛典已に行われ、例として官を遣わして、土儀を具し、京に赴きて謝恩せんとする有り。此れが為に特に正使法司王舅馬宣哲・副使紫金大夫鄭秉哲・使者向廷瑛・都通事毛如苞等を遣わし、表咨を齎捧せしむ。頭号船内に坐駕するの謝恩の官伴六十六員名・進貢の官伴・水梢七十六員名、共計一百四十二員名なり。今、謝恩の貢物を除くの外、常貢の煎熟硫黄一万二千六百舁・紅銅三千舁・煉熟白剛錫一千舁を装運し、両船に分載せしむ。一船は礼字第七十一号、煎熟硫黄六千三百舁・紅銅一千五百舁・煉熟白剛錫五百舁を装載し、一船は礼字第七十二号、煎熟硫黄六千三百舁・紅銅一千五百舁・煉熟白剛錫五百舁を装載して、

前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、聖禧を叩祝せんとす。所抛の差去せる所の員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給発し、以て通行に便ならしむべし。
今、王府、礼字第七十一号の半印勘合の執照を給し、存留通事^{〔1〕}毛維基等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便に放行して留難して遅悞するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開、京に赴く

正使法司王舅一員	馬宣哲	人伴二十五名
副使紫金大夫一員	鄭秉哲	人伴一十七名
使者一員	向廷瑛	人伴七名
都通事一員	毛如苞	人伴六名
進貢在船使者二員	<small>葛開經 翁文達</small>	人伴八名
進貢存留通事一員	毛維基	人伴六名
王舅大夫随帶通事二員	<small>鄭鴻勳 金宿</small>	人伴五名
管船夥長・直庫二名	<small>毛景祐 安広志</small>	

右の執照は、在留通事毛維基等に付し、此れを准ず
乾隆二十一年十月十二日 給す

注(1) 毛維基 城田親雲上。『宝案』では乾隆三十三年の正議大夫としても名がみえる。